

「情報公開文書」

受付番号：2023-4-070

課題名：子どもの発達に関する調査・研究

研究責任者：東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 教授 栗山 進一

1. 研究の対象

東北メディカル・メガバンク計画の地域住民コホート調査、および三世代コホート調査に参加された方

2. 研究目的・方法

【研究期間】

2022 年 11 月(研究実施許可日)～2033 年 3 月

【研究目的】

国立研究開発法人日本医療研究開発機構成育疾患克服等総合研究事業「出生コホート連携に基づく胎児期から乳幼児期の環境と母児の予後との関連に関する研究」（研究代表者__東北大学 栗山進一 教授）に参画している各出生コホートの母児の検体でアレイ解析を実施し、ゲノム解析を実施することで、本研究班で見出された喫煙と妊娠高血圧症候群（HDP）との関連について、感受性を規定する遺伝的要因を解明します。

【研究方法】

東北メディカル・メガバンク機構では、浜松医科大学より生体試料及び付随する性別・年齢（あるいは生年月）情報を受領して、ジャポニカアレイによるジェノタイピング、および ToMMo 全ゲノム参照パネルを用いた遺伝子型インピュテーションを実施します。遺伝子多型情報を取得する際には、東北メディカル・メガバンク計画のコホート調査参加者の全ゲノム解析情報をもとに作られた全ゲノムリファレンスパネルの情報を利用します。インピュテーション済みのゲノム情報を提供元に返却し、提供元機関でゲノム解析を実施します。

3. 研究に用いる試料・情報の種類

全ゲノム解析によるゲノム情報、性別、生年月

4. 外部への試料・情報の提供

本研究は、浜松医科大学との共同研究です。東北メディカル・メガバンク計画のコホート調査参加者の全ゲノム解析情報そのものを浜松医科大学に提供することはありません。

ん。研究に関する情報は、東北メディカル・メガバンク機構のスーパーコンピュータ内に保管されます。必要に応じて各研究計画における倫理審査委員会での申請・承認を経て、東北メディカル・メガバンク計画試料・情報分譲審査委員会で承認を受けてからコホート調査により得られた他の試料・情報と組み合わせた上で、新たに計画・実施される医学系研究に利用される可能性があります。なお、利用の際には対象者へ向け当該研究にかかる情報公開を行い、当該研究への利用を拒否する機会を保障します。

5. 関係研究組織

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 栗山 進一
浜松医科大学 土屋 賢治

6. お問い合わせ先

今回は、新たに個々人のゲノム解析を行うわけではなく、すでに作成済みの全ゲノムリファレンスパネルを使用し、解析を実施させていただきますので、本研究に限って個別の試料・情報の提供を拒否すること（オプトアウト）はできかねます。ご協力いただき、どうもありがとうございました。

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、東北大学の東北メディカル・メガバンク事業に協力された方で、本研究に限って試料・情報の利用を希望されない方につきましても、下記までご連絡下さい。

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 三世代コホート担当
〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1
TEL : 022-717-8104 FAX 022-717-8106

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「6. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の1(3)＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。

(※手数料が必要です。)

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

＜人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の2(1)＞

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合